

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案(閣法第三一号)(衆議院送付)要

旨

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、心身障害者福祉協会を解散して独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法人の名称及び目的

1 名称は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)とする。

2 のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための総合的な支援の提供等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

二 資本金

のぞみの園の資本金は、政府から出資があつたものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金

額の範囲内において、のぞみの園に追加して出資することができる。

三 役員

のぞみの園に、役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事二人以内を置くことができる。

四 主な業務

- 1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する施設を設置し、運営する。
- 2 知的障害者が自立するための効果的な支援方法に関する調査及び研究等を行う。
- 3 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修を行う。

五 その他

- 1 心身障害者福祉協会は、のぞみの園の成立時に解散する。
- 2 心身障害者福祉協会法は、廃止する。

六 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。